

参議院大蔵委員会會議録第五十四号

昭和二十七年五月二十日(火曜日)午前十二時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君
木内 四郎君

委員

黒田 英雄君
西川 甚五郎君
小林 政夫君
小宮山 常吉君
田村 文吉君
森 八三一君
下條 恭兵君
菊田 七平君
油井賢太郎君
木村 權八郎君

政府委員

大蔵省理財局長 石田 正君
事務局長 常任委員 木村常次郎君
常任委員 会専門員 小田 正義君
常任委員 会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省理財局長 稻益 繁君
為替政策課長

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件
○設備輸出為替損失補償法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは五

十三回の大蔵委員会を開催いたしました。ちよつとお諮りいたします。千九百二十三年十一月三日にジュネーブで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約及び署名議定書の締結について国会の承認を求めるといふ法案が外務委員会にかかつておりますが、これに對して連合委員会を申込みたいといふ小林委員からの御動議に對しまして、さういふふうにとり計つて御異議ございませんか。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは御異議がないと認めまして、さういふふうに向うの委員長と相談の上、日にちその他を決定して実行いたします。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは設備輸出為替損失補償法案について質疑を行います。

○油井賢太郎君 この際伺いたい点があるのですが、設備輸出の一体最近の状況はどういふふうになつておるか、資料を出して頂きたいと思つておるか、おわかりになつていたら、ここで御発表願ひたいと思ひます。

○政府委員(石田正君) 設備輸出の契約の実績が我々のほうで調へ上げたものがございまして。これは去年の二月から今年の一月までの実績でございます。本日の間にいたしまして二百四十三億円に上つております。これをドルに換算いたしますと六千七百二十六万ドルというふうな数字に相成つておる次第でございます。

○油井賢太郎君 この二百四十三億円というのには、年限から言つると、どういふふうな期限になつておられますか。

○説明員(稻益繁君) 只今の二百四十三億円の契約実績を決済の期別に申上げますと、金額にいたしまして、六カ月以内のものはパーセンテージで申上げますが、僅かに〇・四％でありまして、一年以内のものが二・八％、二年以内の決済のものが七九・六％、三年以内の決済のものが四・八％、四年以内はございませんで、五年以内のものが二・四％、以上のような割合になつております。

○油井賢太郎君 この契約については内金とか或いは保証金というふうなものも取つておられますか。

○政府委員(石田正君) これは大体年賦払いとか、或いは半年賦払いとかいうのが大体多いのでございまして、大体一番初めに第一回の支払いがありまして、それからあと半年払いとか一年払いとかいふのが大体多いような状況に相成つております。

○油井賢太郎君 それでは実際にこの補償の対象となるものというものは、平均して契約金額の何％ぐらいになりますか。

○政府委員(石田正君) この法律案は、設備の輸出をいたしました場合には、全般的に補償しようというのではないわけでございます。これは輸入と関連いたしましたして、日本が必要とするところの輸入を促進するための設備輸

出、さういふことに限定いたしておるわけでございます。で現在の、先づ先ほど申上げました二百四十三億というものは一般に設備輸出というやつでございます。その中で若し申請がありましますならば、この法律案によりまして補償の対象になり得るであらうといふものはまだ殆んどない。例を挙げますならば、その中にありますのは、ゴアの鉄鉱石の開発、これがあるといふのが現状でございます。今までの過去の実績から見ますならば、この法律案の補償対象になるものは非常に少いといふことが言えるわけでありまします。それからだん／＼と東南アジア地域に日本側の業者等が進出してまいりますことになりましますならば、現地の資源開発という方面に関連するところの設備輸出はこれから殖えて参ると、さういふふうにと考えておる次第でございます。

○油井賢太郎君 ではあれですか、今貿易商社等が設備輸出の契約をして、例えは大体多いのは向うへ機械を持つて行つて据え付けて九〇％ぐらいの内金をもらつて、残りの一〇％を實際に据え付けた後において、試験をしてみるとか、さういふものであつて、向うで納得の行つたときに一〇％を受取る、さういつたような例が多いのですか。

○政府委員(石田正君) これはこの法律案にございまして、短期の問題、これにつきましては一般的な為替予約契約ができておるわけでございます。で例えは機械を作りますのには時間がかかりましますけれども、機械がシッパします場合に、例えは九〇％取りまして、あとの一〇％は据え付けてからやるといふのは、大体一年以内に回収することができまします。外国為替特別会計に對しまして為替の予約の申込みをいたしますれば、その方面でカヴァーができるわけでありまします。あえてこの制度を待ちませんでいいわけでございます。成るだけさういふふうな方向で行くといふことが考えられるかと思つております。そこで一つ考へておられますのは、向うに資力がございませんで、要するに検収とか何とかといふのじやなくて、さういふふうなものを對象にいたしまして取扱ひたい、かように考へておる次第でございます。

○油井賢太郎君 ではこの場合、貿易商社といふものの中に入れることは、余り考へないといふふうにと解釈できるのですか。

○政府委員(石田正君) これは大体資源の開発輸入ということを前提としておられますから、従ひまして例えは鉄鋼会社が鉄鉱石を開発する、そのために機械の輸出をする、さういふふうなことは勿論タイプカルな場合であるかと思つておるのです。併しながらその

○政府委員(石田正君) これはこの法

開発者自身がやらないうで、そうして開
発するということに關連いたしまして
機械メーカーが輸出をする、それを今度
は鉄鋼会社が入つて来た為替代金の中
から支払つて行くといひますか、そう
いうような形のものも想像されるわけ
であります。そういう場合に、これは
機械輸出業者がやりまして勿論補償
の対象になります。その場合に又貿易
商社が自分のほうでやるかということ
であります。排す必要はない、かように考へてお
ります。併し大体から申しますと
ば、開発をするところの人或いは機械
業者、こういうふうなことに實際問題
としてはなつて来ようかと考へてお
ります。

○油井賢太郎君 この場合大蔵政府の
方針としては二割ぐらいの補償料をお
取りになるといふように伺つてお
りましたが、二割というのは今の貿易関係
から言ふと手数料の全額ぐらゐに相当
するのです。そういう高い補償料を取
らなくてはならないといふのは少し
この際正していいのではないかと
思ふのですが、二割という高率を取
るといういふゆる根拠はどこから出
てくるのですか。

○政府委員(石田正君) これは延べ払
いの契約でやりますならば、当然業
者といつたしましては売ります場合に
即金で払うものとは違つた考え方で売
るのが当然だろつと思ふのです。これ
はまあ手数料二割と申しますか、その
ほかに若し借金して出すということに
なりますれば金利その他のものがかか
る。又借金いたしませんでも、自己資
金をつかふということになりますれば
金利ということも考へられるわけであ

りまして、そういうふうなものは当然
手数料の中に入るのではないかと。他面
為替のリスクといふものはなかつた年
二割やなかでは……實際為替相場の
変動が起りました場合には、相当大き
なものが予想せられるわけでありま
す。若しこれが放置せられればなら
ないかといふような心配が必ずござい
ます。例へばポンドならポンドが大体
イヴアリエーションがあるのじや
ないかといふような心配が必ずござ
います。そういう場合におけるところ
のリスクといふものは二割やなかでは
ない。もつと大きなものであらうと思
います。若しこの制度がないならば、
相当大きなリスクを負ひながら業者の
ほうで扱はなければならぬ、こう
いうことになるわけではございません。他
面から申しますれば、政府は非常に大
きな負担をするのだ、こういうことに
相成るわけではございません。これは強
的に全部の人が輸出するときに必ずみ
んなやらなくちやならぬといふよう
なものではないのであります。希望さ
れるかたに対してだけやるといふこ
と、非常に危険を感ぜられるかたがや
るといふことになりますと、純理論か
ら申しますれば二割必ずしも高くはな
い、むしろ低過ぎるのじやないか、こ
ういふ点もあらうかと思ひます。併し
そういふ言へませんので、大体目的
子勘定でございませうけれども、二割ぐ
らゐが妥当ではないだらうか、かよう
に考へた次第でございませう。

○油井賢太郎君 次に第三条関係の、
百億円を超えることはできないこと
になつておられますが、百億円と言つても
補償料は僅かに二億円になつてしまつ
て居るのです。して見ると、これは
こういう制限を置かなくても、もつと

多額になつてもいいのではないかと
いふ疑問が出るのですが、どういふわけ
でこの百億円といふふうな制限したの
ですか。

○政府委員(石田正君) これは政府と
いたしましては、為替相場の変動があ
りまして損失が起りましたときには当
然国庫の負担と相成るわけではござい
ません。そこでやはり一つの金額といふ
のをきめなければ適當でない。その契
約の仕方といふものを全部政府に、行
政府にお任せ願うといふのはどうであ
らうか、お話を要するは百億では少い
ではないか、こういうお話であらうか
と思ひます。ただ先ほど申しましたよ
うな工合に我々といつたしましてはま
今までケースといつたしましてそうた
さんのものが出来て来ているわけでは
ないのでございませう。従いましてど
の数字が契約として妥當であるか
どうかといふことが問題になるわけ
であります。五十億円でいいのではな
いか、こういう見方もあり得るわけ
であります。併しまあ第一回でござい
ますので、五十億円でいふと如何にも
窮屈になる感がある。それで常識的
に百億円とされたわけではございま
して、これが實際問題といつたしまし
て、これに非常に近いものになる。或
いはほぼ全額を費してしまつたといふ
ことになりますれば、当然国会にお諮
りして直したほうがいいのではないか
、かように考へて一應暫定的に百億円
としたわけでありませう。

○油井賢太郎君 もう一遍伺ひたい
のですが、輸入が前提となつて輸出す
るものに限る、こういうふうな結論は
なつて居るのですか、それ以外のものは
当てはまらないといふことなんでしょう
か。

○政府委員(石田正君) お話の通りで
ございませう。大体この案を作りました
とき、並びに現在でも多少そういう考
えがあるものでございませうが、これはど
の地域に出すとか、或いはどういふ計
画でやるのかといふことは限定してお
りませぬ。併し今の日本の為替は御承知
のようにドル決済、或いはポンド決済、
或いはオーブン勘定と申しますが、こ
れは米ドル決済でございませう。こ
ういふものがありまして、一番何と申しま
すか、危険のございませうといふこと
は、先ずポンドであるといふことが
常識であらうかと思ひます。併し
他面今の日本の外貨事情を申しますと、
ポンドが溜り過ぎて困るといふよ
うな事情がございませう。これは御承知
の通りでございませう。それから又ポ
ンド地域に輸出するといふことはドル地
域に対するより非常に利益が多い、そ
こで皆ポンド地域に輸出したがる。そ
ういふふうな非常に多いときに、すべ
てポンド地域に出すものであるなら、
輸入に關係なくやるといふことは時期
として適當ではないのじやないかと思
ひます。併し他面そういうふうな日本

がフィリピン、インドの鉄鉱石を開発する
か。或いはインドの鉄鉱石を開発する
とか、これは緊要な事業でございませ
うので、そういうふうな方面につきま
しては何らか措置を講じなければなら
ない、かように考へてこの法案を提出
したわけではございません。

○油井賢太郎君 そうしますと輸出の
ほうにはポンドのほうで契約を結んだ
か、具体的な取引があると思ひます、
その前提として輸入に對してもポ
ンドの契約を結んだものがなければこ
れに當てはまらないといふことなれば、
大体輸出と輸入のポンドの契約とい
うものが殆どバランスが取れて、為
替のリスクといふものはそこに現
われぬといふふうなことが出て来る
のじやないのですか。

○政府委員(石田正君) これは二つの
場合にはめてお話し上げたほうが
いいかと思ひます。いづゆる輸出
業者が違つて居る場合です。これは輸
出業者と輸入業者が違つてお
ります。これはいわゆる当事者から見ますと
リスクはバランスしないわけでは
ありません。それから次に輸出業者と輸入業者が同
一人格のものである場合、これはどう
かといふことになるのであります。こ
れは輸出するものは輸出するときに
値段がきまつてしまつたのであります。
それから輸入いたします場合には値段
がきまつらない、五年先に例へば鉄
鋼石が擱れて一トンを幾らにつく、
何ポンドにつくといふことがきまつ
て参ります。これはよろしいわけ
ではございませんが、なかなかきま
かぬのであります。それはそのとき
の値段で行くといふことになりま
すと、そうしますとポンドの値段
といふもの、ポンドの為替相場、ポ

○政府委員(石田正君) お話の通りで
ございませう。大体この案を作りました
とき、並びに現在でも多少そういう考
えがあるものでございませうが、これはど
の地域に出すとか、或いはどういふ計
画でやるのかといふことは限定してお
りませぬ。併し今の日本の為替は御承知
のようにドル決済、或いはポンド決済、
或いはオーブン勘定と申しますが、こ
れは米ドル決済でございませう。こ
ういふものがありまして、一番何と申しま
すか、危険のございませうといふこと
は、先ずポンドであるといふことが
常識であらうかと思ひます。併し
他面今の日本の外貨事情を申しますと、
ポンドが溜り過ぎて困るといふよ
うな事情がございませう。これは御承知
の通りでございませう。それから又ポ
ンド地域に輸出するといふことはドル地
域に対するより非常に利益が多い、そ
こで皆ポンド地域に輸出したがる。そ
ういふふうな非常に多いときに、すべ
てポンド地域に出すものであるなら、
輸入に關係なくやるといふことは時期
として適當ではないのじやないかと思
ひます。併し他面そういうふうな日本

○政府委員(石田正君) これは二つの
場合にはめてお話し上げたほうが
いいかと思ひます。いづゆる輸出
業者が違つて居る場合です。これは輸
出業者と輸入業者が違つてお
ります。これはいわゆる当事者から見ますと
リスクはバランスしないわけでは
ありません。それから次に輸出業者と輸入業者が同
一人格のものである場合、これはどう
かといふことになるのであります。こ
れは輸出するものは輸出するときに
値段がきまつてしまつたのであります。
それから輸入いたします場合には値段
がきまつらない、五年先に例へば鉄
鋼石が擱れて一トンを幾らにつく、
何ポンドにつくといふことがきまつ
て参ります。これはよろしいわけ
ではございませんが、なかなかきま
かぬのであります。それはそのとき
の値段で行くといふことになりま
すと、そうしますとポンドの値段
といふもの、ポンドの為替相場、ポ

ンドの円に對する為替相場というものは仮に下らないといたしましても、ポンドの値段そのものの額というものが違つてしまふれば、これはカパーできない、かようなことに相成るのであります、やはり補償せざるを得ないのであります、かように考へております。

○小林政夫君 大体油井さんの質疑で尽きたと思ひますが、根本的にこの法案自体が、損失があつた場合には補償するけれども、利益があつたときにはそれを取る、結局法案自体の名前が損失補償法というのにはむしろ適正でない、調整法案としてやるほうが本當じやないかと思ひます。如何にも損失は補償するといふことであるけれども、若し利益があつたら埋めるので、必ずしも損失のやつばかりじやないのですから、その点についてどう考へておりますか。

○政府委員(石田正君) これは仰せのような考へかたもできるかと思ひます。ただ私たちはこの契約をいたしますに、必ず契約をしない、輸出をする限りは……といふことを強制しようといふ意思はないわけでございます。要するに何と申しますか、この地域へ輸出するにいたしましても、例へばこういふことは仮定でございますから、そういうふうにお聞き取り願ひたいと思ひますが、仮にフランスのどこへ出すにござらしても、これは必ず為替の契約をしておけといふことを強制するといふことになるのであります。ならば、或いはポンドは下がつたけれどもドルは上がったといふことで損得がカパーできる、こういうことも考へられるかと思ひます。併しそういう

ことをすべきではない、これは根本概念としてあるわけでございます。それから形の上におきましては損があつたならば補償をする、益があつたならば政府が巻き上げると申しますか、言葉が悪く申しますれば……だから調整ではないかといふのであります、これは契約をするしないといふことは、當時者の任意に任せるわけでございます。政府は受動的に出るのであります、積極的に出るわけではない。この法案の案を申しますならば、為替の損失があつたならば困るから、為替の制度が欲しいといふところに原因があるわけでありまして、併しその場合におきまして、實際問題としては政府が損をする場合が多いと思ひます。併し業者のかたの目算が外れて、そうして仮に政府が利益になるといふような場合がありまして、そのときはそれは取らんでもよろしいのだといふことはおかし。とにかく損をしたならばこれは皆政府にかぶせらるゝのだ、益があつたならば一文も払わぬのだ、こういうのはどうかと思ひますので、その二面建に相成つております。但し實際問題としては補償する場合のほうが多いだらうと思ひますし、又そうなりますれば、補償してもらおうと思へばこそするのであります、調整してもらおうと思つて契約するのではない、かように考へます。まあ言葉は法的には或いはおかしいかも知れませんが、実体は補償のほうに重点が置いてありますので一応そつた次第でございます。

○小林政夫君 油井さんの質疑の中にもありましたが、まあ補償料ですか、二%といふのが非常に高い、これについて補償料がどうしても二%要するといふことであれば、関連した輸出銀行の貸出金利等についても考へるといふことを併せ考へるべきではないか、これはまあ石田さんに言つてもしようがない、大蔵大臣等に質疑をしたいと思ひます。それから今の輸入のために買入する設備輸出といふことにも限定されておるが、日本はどうしても輸出振興といふことに眼目を置かなければならぬわけでありまして、将来この範圍を拡大して、そういうた制限を撤廃し、むしろ全体的な外国為替損失調整法とでもいふようなものを考へるべきじやないか、そういうことについてはどう考へてございませうか。

○政府委員(石田正君) 先づ第一点でございますが、これは私少し憚越だと思ひますが、輸出銀行の金利問題は一般金利にも関連いたしまして当然考へてもらなければならぬ問題だらうと考へております。それからこの法案では御承知になつておるかと思ひますが、大體例へば五年なら五年の契約をいたします場合に、年に二%の割合でやるわけでございます。それで五分の一は一年分二%だけ、それから二年分は四%ですね、こういうふうなことになるわけでありまして、一番初めの補償料は、これは一番初めにとらなければならぬといふ問題が起つて来るのであります。その点につきましては、これはいささか懸念点があるわけでありまして、大體こういう現状から考へますと設備輸出のこの補償法案にひつかかりますところのものは、皆輸出銀行の金融を受けるというものが実情でございます。そこでそういうようなものにつきましては輸出入

銀行のほうで一緒に金融を、その保料の分も含めて金融する、だからしてその点は心配ないといふふうなことで進んでおるわけでございます。それからなお、これは緊要物資の輸入に對してだけの問題であるが、一般的な設備輸出に對してもやる必要があるのではないか、これは情勢によると思ひます。現状から申しますとポンド地域だけが非常に多いのでございまして、そういう状況の下に、それから而もポンドが余つて困るといふような時代におきましては、これは買入せざるを得ませんけれども、情勢によつては或いは修正が必要となるかも知らん、なお逆に、今度はもつと今のような情勢が深刻化して来るといふことになりますれば、逆に、設備を輸出するといふだけでなくて開発自体のために金を前貸して、機械は出さないけれども輸入をする、こういう場合の補償も考へなければならぬといふ事象も或いは起つて来るかも知れない、そこらのところは将来の推移を見て考へたい。かように考へておるのであります。

○小林政夫君 今の金融の問題は、それは輸出銀行が貸すときに補償料の込みの資金を融通するといふことで片付くでしょうが、やはり競争相手国、例へばドイツ等は、この金利負担は年五分くらい、輸出銀行は七分五厘、而もこの補償料二分を合せると九分五厘といふことになり、今の国際競争にそういう面から耐えられなくなる。そこで今大蔵大臣も多少考へるような気分があるようですが、この輸出銀行の貸出金利等については相当考慮を要するのではないかと思ひます。

○油井賢太郎君 この法案を出した根本方針は、結局今までの話によるとポンドに對するいわゆる懸念といふふうに進んでおるのです。これは政府当局でやはりその点を重大視してゐるわけですか。

○政府委員(石田正君) これはいわゆる為替のリスクといふものは、そのときそのときによりまして危険の度合が強く感ずる場合と、それから割合に輕微に感ずるといふ場合とあると思ひます。で一般的に申しますと、五年といふような長い契約をいたします場合には、本當にビジネスの採算から申しますと為替といふものが非常に心配があるわけでありまして、むしろ何らかそれに対して措置があるといふことが常識ではないであらうか、それからまあ日本のこれからの通貨政策、為替政策がどうなるかといふことにも関連するのであります。現状のような日本の通貨、為替の状況が続きます限りにおきましては、私は日本の円の問題よりも、よその国の通貨のほうをむしろ心配が多い、かように考へる次第でございます。これはポンドがどうなりましか私はずきり申上げることでもできませんけれども、併し先ほど申したポンドと、それからドルといふようなことになつておるわけですが、これから先につきまして世界の通貨は多いのであります、日本の今後の為替政策といたしまして決済の通貨はポンドとドルだけでなくちやいかにいふようなことになりましかどうか、そこらのこところも考へなければならぬので、はつきりしたことは申上げかねるのであります、とにかくポンドの危険があるからこれをやる、ポンドの危険が

○小林政夫君 併し先ほど申したポンドと、それからドルといふようなことになつておるわけですが、これから先につきまして世界の通貨は多いのであります、日本の今後の為替政策といたしまして決済の通貨はポンドとドルだけでなくちやいかにいふようなことになりましかどうか、そこらのこところも考へなければならぬので、はつきりしたことは申上げかねるのであります、とにかくポンドの危険があるからこれをやる、ポンドの危険が

○小林政夫君 併し先ほど申したポンドと、それからドルといふようなことになつておるわけですが、これから先につきまして世界の通貨は多いのであります、日本の今後の為替政策といたしまして決済の通貨はポンドとドルだけでなくちやいかにいふようなことになりましかどうか、そこらのこところも考へなければならぬので、はつきりしたことは申上げかねるのであります、とにかくポンドの危険があるからこれをやる、ポンドの危険が

なくなつたらやめてしまふのだ、そういうものではないと考へております。
○油井賢太郎君 まあこの通り法案は政府提出なんですが、ポンドが下落の危険があつたとしても、ドルに対してまあ二ドル八十セントが二ドルに下るといふような場合、円も三百六十円から今度はその同じレートだけ変更して行けば、こういう問題は起きなくなるわけなんです、大体政府の方針としては円はもう固定して置く、ポンドが変更ある場合を想定して、こういうものをやつて置かなくちやならないといふ基本方針がそこにあつたかどうか、これはもうあなたから答へてきなければ大臣でも来てもらふよりほかないのですが、御相談の際はそういうことが基本になつたかどうか、これを何つて置きたい。

○政府委員(石田正君) この法案を作りますにつきましては当然今お話がありましたような工合に、日本の為替相場というものは堅持するということが基本になつております。それならばこそ、こういう制度が必要なのであります。まあポンドが国際通貨としての本當の役割を果しているかどうかは疑問であります、あれを用いざるを得ないという場合に、それと心中をするのだというように、或いははもつと以下の通貨に日本の円がなるということも予想するということであり、それならば、当然こういう法案を出す必要もないわけなんです。かように考へております。

○木内四郎君 ちよつと伺いますが、外国でこの為替損失の補償をするという制度はありますか。
○政府委員(石田正君) 私の知つてい

る限りにおきましては、こういう制度はほかの国にはないと思ひます。日本が先鞭をつけるということに相成るのではないかと存じておる次第でございます。

○木内四郎君 ところでこれは、ちよつと伺いたいのは、まあこの輸出信用保険という制度があり、又この輸出為替の売予約というところもあつて、輸出によつてできた為替を売予約をして置けば、それによつて輸出をカバーできるわけですね。輸出信用保険とか輸出為替の売予約というより、輸出によつてこの目的を達し得ないものでしょうか。
○政府委員(石田正君) この輸出の信用保険という中に通貨の変動も入れたらいいじゃないか、こういう御議論もあるかと思ひます。併しまあこれは為替の変動という特別なものであるといふことをやはり考へなければならぬかと思つております。それから為替の売予約のほうの問題でございます、日本でもやつておられます、実は日本でもやつておられます、これは、予約というものは、政府でやつておられます。これは一年以内でやつておられますけれども、これはむしろまだよその国では、こういうものはしてないのが実情であります。そこで今でも恐らくよその国より余計やつておる。それを今度は五年間に延ばす、五年間の為替のリスクを補償するといふような国はどこの国にもないのでございます。ただこの問題につきましては、日本の一般的な為替政策から行きますと、どうしても例えはポンド地域ならポンド地域、或いはオーブ地域からのものを輸入するといふことをして、輸入できるから又輸出ができるというところで輸出入の

バランスを通してやつて行かなければならぬ立場にある。そこでこういう意味におきまして、こういう制度を設けよう、こういう意味でございます。
○木内四郎君 そうするとこの為替の売予約制度が自由に行われておれば、経済上の自然なアジャストによつてこの目的は達成することができなければ、それが自由に行かないからして、又今日為替の不安があるからして、こういうものをやらざるを得ない、こういうことになつておるわけですね。
○政府委員(石田正君) お説の通りでございます。

○木内四郎君 ところで、三條に、「政府は、設備輸出が重要物資の輸入市場を、国際收支上有利な地域に開拓し、又は国際收支上有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合その他政令で定められるに準ずる場合」というのがござりますが、それは大体のところはわかつております、けれども、あなたのほうで、こういうところへ出して、こういうところから入れたい、そういうことはきまつておるのでしょうか。
○政府委員(石田正君) これはきまつておるかと言われましても、きまつておるといふ明確な答弁はできないのでござりますが、政府がそういう開拓をみずからやるわけはございません。従ひましてその意味におきまして、政府としてきめたものは何にもないわけでありまして、ただ併し業界におきましては、鉄鉱石のようなもの、マンガンその他のものを東南アジア地域から輸入したい、こういう気持があり、又そういう實際の話し合いがいろいろありま

すことは新聞紙等において御覧願つておりました御承知の通りだと思ひます。ただ、これは観念論になるかも知れませんが、例えは鉄鉱石はカナダよりはインドから輸入したほうがいいということになりますれば、これは有利な地域に転換することになるわけでありませぬ。それからして、又新しく今まで入られてない、例えは銅なら銅といふもの、いい銅鉱山があつて、それを開発して持つて来るといふことになりますれば、これは新しく開拓するといふことになりますれば、観念的にまあ分けてみたわけはございまして、いろいろ銅とか鉄鉱石とかマンガンとかいふ話もございまして、併しそれに必ずやるのかといふことになりますと、この法案の建前といたしましては、業者のほうで、そういうことについて企画を立てられ、おやりになりました、そして、補償を求められて来た場合に補償しよう、こういうことでございます。

○木内四郎君 そうするとこの第三條によつて、私は、政府が一定の貿易政策或いは貿易転換の計画を持つておられてこれをやられると思つたのです、それが、そうでないとすると、輸出する人は、輸出の補償契約を締結しようとする場合には、輸出と同時に輸入の計画も立てて、そして政府に申出なくちやならん、こういうことになるわけですか。
○政府委員(石田正君) これは非常にデリケートな問題になるわけですが、例えは今の鉄山の開発をする、鉄鉱石の開発をする、銅鉱石の開発をする、こういう場合は、これは大体日本に入つて来るものといふふうな予想が

つき、機械や何か出すわけでありませぬ。併し入れる人は必ずしもその人ではない。鉄鉱石の場合においてゴアのようにも輸入者と輸出者がきまつておる場合もありません。どの機械が行つて、そして誰が輸入するのだといふことがきまつておるわけでありませぬ。
○木内四郎君 そうすると輸出する人は、輸入計画を立てておるわけではなく、輸入をより有利にできるだろといふことを政府が認めるということが必要なんですね。
○政府委員(石田正君) お話の通りでございます、ポンドが不利に思ひます。併し入れるには行かないと思ひま

○菊川孝夫君 ちよつとお尋ねいたしますが、池田大蔵大臣は東南アジアの開発といふことをいつもよく言うのですが、その一環として考へておるわけですか。率直なところを言つて……
○政府委員(石田正君) 東南アジアの開発が、日本の資本と機械設備等の形によつて、物的資本を通じまして行われるといふことを我々は考へておるわけでありませぬ。その意味におきまして、そういうことが行われた場合に、為替のリスクはどうなるのだという場合に、それは補償いたしますというものがこの法案の趣旨でございます。

○菊川孝夫君 それで、重要物資を、日本の経済の維持及び発展に寄与する重要物資と言つておられるのですが、大体どの範囲のものを、構想としておられるほどの程度のものでございませぬか。
○政府委員(石田正君) この重要物資といふものの中味はつきり具体的に言へませんが、そこでは私たちのほう

○木内四郎君 ちよつと伺いますが、外国でこの為替損失の補償をするという制度はありますか。
○政府委員(石田正君) 私の知つてい

る限りにおきましては、こういう制度はほかの国にはないと思ひます。日本が先鞭をつけるということに相成るのではないかと存じておる次第でございます。

○木内四郎君 ところでこれは、ちよつと伺いたいのは、まあこの輸出信用保険という制度があり、又この輸出為替の売予約というところもあつて、輸出によつてできた為替を売予約をして置けば、それによつて輸出をカバーできるわけですね。輸出信用保険とか輸出為替の売予約というより、輸出によつてこの目的を達し得ないものでしょうか。
○政府委員(石田正君) この輸出の信用保険という中に通貨の変動も入れたらいいじゃないか、こういう御議論もあるかと思ひます。併しまあこれは為替の変動という特別なものであるといふことをやはり考へなければならぬかと思つております。それから為替の売予約のほうの問題でございます、日本でもやつておられます、実は日本でもやつておられます、これは、予約というものは、政府でやつておられます。これは一年以内でやつておられますけれども、これはむしろまだよその国では、こういうものはしてないのが実情であります。そこで今でも恐らくよその国より余計やつておる。それを今度は五年間に延ばす、五年間の為替のリスクを補償するといふような国はどこの国にもないのでございます。ただこの問題につきましては、日本の一般的な為替政策から行きますと、どうしても例えはポンド地域ならポンド地域、或いはオーブ地域からのものを輸入するといふことをして、輸入できるから又輸出ができるというところで輸出入の

バランスを通してやつて行かなければならぬ立場にある。そこでこういう意味におきまして、こういう制度を設けよう、こういう意味でございます。
○木内四郎君 そうするとこの為替の売予約制度が自由に行われておれば、経済上の自然なアジャストによつてこの目的は達成することができなければ、それが自由に行かないからして、又今日為替の不安があるからして、こういうものをやらざるを得ない、こういうことになつておるわけですね。
○政府委員(石田正君) お説の通りでございます。

○木内四郎君 ところで、三條に、「政府は、設備輸出が重要物資の輸入市場を、国際收支上有利な地域に開拓し、又は国際收支上有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合その他政令で定められるに準ずる場合」というのがござりますが、それは大体のところはわかつております、けれども、あなたのほうで、こういうところへ出して、こういうところから入れたい、そういうことはきまつておるのでしょうか。
○政府委員(石田正君) これはきまつておるかと言われましても、きまつておるといふ明確な答弁はできないのでござりますが、政府がそういう開拓をみずからやるわけはございません。従ひましてその意味におきまして、政府としてきめたものは何にもないわけでありまして、ただ併し業界におきましては、鉄鉱石のようなもの、マンガンその他のものを東南アジア地域から輸入したい、こういう気持があり、又そういう實際の話し合いがいろいろありま

は何と申しますか、必ずしもこれとこれに限るものというふうには考えておりません。今私説明の場合におきまして、まあ鉄鉱石とか銅とかいうような工合に鉄物だけ申しましたが、鉄物だけには限らないのでありまして、植物でありましても本当に入つて来るものはそれでいい。例えて申しますならば、米が余計入つて来るようになる、麦が余計入つて来るようになるというふうなことでありますならば、これも又重要物資であります。バナナ等はこの重要物資の中には入らぬのじやないかと思ひますけれども、どうして日本が輸入をしなければならぬところのもの、或いは日本の経済を安定する上について特に必要なもの、そういうものを合んでおるわけでありませう。

○菊川孝夫君 どももはつきりしないのですが、まあ鉄鉱石だとか銅だとか、先ほど言われたマレーの錫であるとか或いはイランの石油ということになりますと、これはわかる。設備を輸出する、今のお話だと米や小麦もそういうことになる、その設備や倉庫というふうなものもこれの対象になるのですか。

○政府委員(石田正君) これは具体的に本当に日本に入つて来ることになれば、米だから要らぬのであるということにならぬわけでありまして、やはり当然考えなければならぬことかと考えております。ただ現実問題といたしましてそういう話は今のところございませぬ。ですから実現性があるかどうかという点については、これは大いに検討を要すると思ひますが、仮に若しそういうものがあつて、本当にいいア

ランであるということでありましたならば、必ずしもそれを除外しなければならぬ理由はない、かように考えておる次第であります。

○菊川孝夫君 この中に船舶、車輛というふうなものがございませぬ。船舶、車輛というのは一体こういう重要物資の輸入確保にやはり役立つのですか。

○政府委員(石田正君) これは常識から申しますと誠に何かしやうに思ひますけれども、例えはインドならインドに鉄石或いは鉄床のいいものがある。併しこれをどうしても日本に持つて来られない。五百万トンが五百万トンも持つて来られない、何の原因になるかというところ、山から港に持つて来るかというところ、鉄道設備がない、こういう場合もございませぬ。それから港まで持つて参りまして埠頭設備が駄目だ、解が足りない、こういうことがあります。ならば、こういうふうなものもその状況によりましては、必ずしも排斥する必要はないのじやないか、船や鉄道はおかしいではないかというものは、これは現状といたしまして船や鉄道があつて、そうしてそういう重要物資を搬出するのについて何も支障がない場合もございませぬし、それが非常なネットワークになつておるといふような東南アジアの状況からいたしますならば、そういうものも又この法案の範囲内に入つておる場合が多いかと、こういうふうに考えております。

○菊川孝夫君 差当り日本で石油の資源なんか考えられるんだが、今のところ計画としては鉄鉱石、それからマンガンというお話でございませぬが、インドネシアの石油関係は、これは話合

いになつておるのではないですか。

○政府委員(石田正君) これは私はつきり申上げることができないのでありますが、むしろ想像としてお聞き願ひたいと思ひますが、石油のようなものは世界的な、何と言ひますか、有力会社というものがございまして、大体資源を抑えて行くという傾向が強いわけでありませぬ。なか／＼既存の、わかつておきますよなところに割り込む余地というものは非常に少ないのではないかと、かように考えておる次第でございませぬ。

○菊川孝夫君 そういふことになりませうと、やはり鉄鉱石や銅、マンガンというふうなものも、今これから日本が開発に参りしよつたつてなかく、抑えられておつて、そう簡単に実際問題として行けるものではないじやないですか、どこかに具体的な何かあるんですか、これの対象にすぐなるような、これによつて日本へ銅や鉄鉱石がたくさん入つて来る、而もそういう計画が進みつつある、或いは話が進みつつある、或いは話が進みつつある、あなたのほうでも困るといふならば、この方面にこういう話も進みつつあるというふうな……。

○政府委員(石田正君) 誤解があると申すか、石油といふものを我々除外しておるわけではないんです、石油が日ほしいものがございまして、日本の手によつて開発ができませんならば、非常に結構だと思つておられます。ただなか／＼むずかしいのではなからぬかと申上げたわけですが、それからなお鉄鉱石その他につきましては、現実問題といたしまして実行したるものもございませぬ。まだ話し中

のものもあるわけでございます。これはできないことではない、当然できることである、可能性が非常に多いものであるというふうなことを考へておられます。

○菊川孝夫君 次に年額大体これによつて、一般会計から負担分がどのくらいになる見込であるか、今年度はどのくらいに見込んでおられますか。

○政府委員(石田正君) これは先ず契約金額を百億円と抑えておるわけでありませぬ。それで、百億円の範囲内においてどのくらい一体申請があるだろうか、それから又契約するだろうかというところが一点だと思ひます。それから今度は仮りに百億円の契約を仮りにいたしましたといつたした場合に、これを例へば外国が為替切下げをどの程度やるだろうか、二割の切下げをやるだろうか、一割五分やるだろうか、或いは三割やるだろうか、これらのところは目途がつかない、要するに百億ならば百億の範囲内であることははつきりいたしておられます。契約ができたものの範囲内であることは明らかであります、併し常識的に申しまして二割かそこらの見当ではないだろうか、かように考へておる次第であります。

なお本年度の予算に對して、どのくらいのものがあるかと思つておられますが、これはこれから契約するわけでございます、先ほど申したのでありますが、第一回払いといふものが始まるかと直接的に入つて来るわけでありませぬ。それから半年とか一年ごとに第二回の受取りの時期が来る。大体一年といふことが多いかと思ひますので、実際問題といたしましては来年度になりましてから、この為替損失補償の対象

となるような代金の支払時が到達するのではないかと、かように考へておる次第でございます。但し六カ月なら六カ月というふうなものを仮りに認めたとして、それが丁度本年度内に入つて来た、而もその本年度内において為替相場の変動があつたということに相成りますれば、当然それは支出しなければならぬという問題が起つて来るのであります。これは率直に申しまして予備費の範囲内におきまして、そういうことではないと思ひますけれども、予備費の範囲内において十分賄ひ得るものではないかという一応の目途をつけておられます。若しそれができないような場合は、或いは予算を組まなければならぬといふような問題が起つて来るかと思ひます。大体その必要はなしに今年はずまされるのではないかと、この感じを持つておられます。

○菊川孝夫君 この百億という限度を設けられるということになりますと、大体百億にしますと、件数にして、今あなたの御説明のように鉄鉱石とか銅とかいふような開発に日本の設備を輸出するということになると、僕は二件、よく行つて三件か四件も行けばいいことだ、まあ二、三件だと思ひますが、具体的に實際に言えるのはこれだけの金額でしたら三件ぐらいのことになるだろうかといふふうな想像されるんだが、大体それぐらいのものでございませぬか。

○政府委員(石田正君) これはどうも何件といふことを申上げることができないのであります。併し非常になんと申しますか、東南アジアの開発といふものが日本によつて行われるところが進みますれば、百億円では足りない

と慰みます。従つて百億田である限りは件数も非常に少ないものだろう、こういうことは言われるわけでありませぬ。但しこれも日本側が本式に開発をみずからやるとか、或いは半分やるといふような場合でありまして、そうでなくして、鉱山自身がもうすでに開発してあるんだ、それを増産しますために行くと、これはみずから或いは共同して開発するといふよりも少くなるわけでありまして、件数の点におきまして何件といたうことは言えないと思ひますが、小さなものは件数は多いかも知れませんが、本格的なものに相成りますれば、お説のように極めて少い件数であろうと考へております。

○菊川孝夫君 次にお尋ねしたいのは、これはまあ本場に輸出するという以上は、向うの業者なり或いは政府等に對して、その設備を売り渡すという意味のことになると思ひますが、今後東南アジアの開発につきましては共同出資といふようなことも、かなり向うから、まあどこまでそれは具体性がありますかとは別といたしまして、話があるといふことも聞いておられますし、又現に向うのほうへ行つて歸つて来た連中の話を聞いて見ましても、大体そういう呼びかけのないこともないらしい、半分設備はこちらで持つ、その他は向うで持つといふことで、機械設備等はこちらでして、その代りにあとのほうは向うで持つといふような話が大分進みつつあるようなことも聞いておるんですが、そういうのはこの補償の對象にはならぬのでございませぬか。

○政府委員(石田正君) 今のように入同で以て開発しますといふふうな場合

に、共同出資をする出資分を機械で出す、こういうことになりましますと、要するに代金を回収するといふ問題は起らんのでございませぬ。出資してしまふわけでもございませぬ。それから仮にその現地通貨が価値下落をいたしましたも、實際の値打が必ずしも下つてしまふものでもない、これは恐らくこの補償法案の對象にならぬと思ひます。併しながら共同出資はいたしませんが、共同出資と言ひますか、或いはまあ提携してやつて行くと思ひますか、そういう場合は仮りに出資金とは別にその会社に対して延べ金で物を買ひ、こういう場合も想定されると思ひます。出資以外にそういう話合ひになりますと、この法案との關係が起つて来るのではないかと、要するに一般に売ると同じような形になつて来る、形の上では……併しそのときにはその会社の経営の主体とかなんとかいふようなものをよく見まさんと、これは危険があるかないか、それを補償するのが適當であるか、適當でないかといふような問題も、或いは起つて来るかと思ひますが、併し可能性は起つて来る、かように考へております。

○菊川孝夫君 それでは最後に具體的にこの法律案が通つた場合に直ちに今も問題になりそうなものがございますかどうか、ございましたら一つ、名前を明示しなされてもいいが……

○政府委員(石田正君) 私率直に申し上げて、この法案が通りますと直ぐその日に駆けつけるといふものはないのではありませんかと思ひます。或いはあるかも知れませぬ。併しそれは業界のほうでございませぬからわかりませぬけれども、私どものほうでは大口な

のとしては予想はしておりませぬ。併しいろいろ話合ひがありまして、新聞等でも御覧になる通りでございませぬ、法案が通つたまゝとまつて我々のほうには話が来ておりませぬ。具體的な問題として今法案が通るのを待つて居るのだが、早くしてくれ、一日も早くしてくれといふのは、今のところ余り聞いておりませぬけれども、併しあるかも知れませぬ、かように思つております。

○菊川孝夫君 その点について輸出入銀行あたりの調査でもまださういふものはわかりませぬか。

○政府委員(石田正君) 私のほうは輸出入銀行とよく連絡を取つておるのでございませぬ。輸出入銀行のほうから、これはさういふものがないとなか／＼うま／＼行かないであらうといふような御意見もございました。それらを我々は参照いたしました。さういふ法案等も作つたわけでございますが、今のところ輸出入銀行のほうから早くこの法案を通さんと、これ／＼これと、これが待つておるのだといふ状況ではございませぬ。

果であつて、これはこの前の輸出銀行法の一部を改正するとき大分問題になつたのでございませぬが、實際には設備輸出には余り注がれておらずに、船舶の輸出ぐらいなところで大分貸付がなされて居るといふことで問題になつたのですが、今後大体さういふふうなことがばかりになつて、その船舶輸出の補償ぐらゐに主に百億が使われることになるのじやないですか、實際問題として。

○政府委員(石田正君) これは或いは少し個人的な見解に亘りまして恐縮かと思ひますが、大体さういふものが三菱ならば三菱にいたしましても、あらゆる場合を通じて必ず出て行くとか何とかといふようなことは、實際経済問題としてはむづかしいと思ひます。いろいろ時期がございまして、出るときもありませぬと思ひます。

○菊川孝夫君 輸出銀行の今までの実績を見ても、輸出銀行當時の実績を見ましても、大してこれは日本の重要物資の輸入にえらい役立つて居るといふような感じが、我々としては余り今までの実績では少くともないと思ひますが、今後には相当活躍するだらうし、又今までのあつたようなことを期待するのは大体無理かと思ひます。これから大いに活躍の余地があると思ひますが、併し現実にこの輸出入銀行の実績を見ましても、船舶とか、この方面に大体主力を注いでおるような結

果であつて、これはこの前の輸出銀行法の一部を改正するとき大分問題になつたのでございませぬが、實際には設備輸出には余り注がれておらずに、船舶の輸出ぐらいなところで大分貸付がなされて居るといふことで問題になつたのですが、今後大体さういふふうなことがばかりになつて、その船舶輸出の補償ぐらゐに主に百億が使われることになるのじやないですか、實際問題として。

○菊川孝夫君 それがためには、先ず講和条約も発効したのだし、東南アジアの諸地域に行つてどん／＼向うの事情も知るし、又今の東南アジアには、何といつても戦争中に日本が彼の地に与えたいわゆる被害といふものに対する反感もある、反面におきましては一応独立のチャンスをおの戦争によつて掴んだといふ、一つの利益といつては何だけれども、さういふ結果も残しておると思ひます。従つて東南アジアの諸地域に非常な僕らの党のほうから視察に行つて歸つて来た報告を聞きましても、民族主義運動といふか、アジアの、特に日本の技術を導入したいといふのは漠然と存在して居り、まだ具體化するところまでは行つておらないが、併しさういふ機運を醸成するようには、これはあらゆる面からして行かなければならぬ、その一環として私はこれはこの法案も出されたものだと思つておるのですが、併しそれにはまだ政治的な、外交的な裏付けが極めて僕は薄弱だといふことを言わざるを得ないと思ひます。

果であつて、これはこの前の輸出銀行法の一部を改正するとき大分問題になつたのでございませぬが、實際には設備輸出には余り注がれておらずに、船舶の輸出ぐらいなところで大分貸付がなされて居るといふことで問題になつたのですが、今後大体さういふふうなことがばかりになつて、その船舶輸出の補償ぐらゐに主に百億が使われることになるのじやないですか、實際問題として。

そこで最後にお尋ねしたいのは、この法律案を今回提案されるに当りまして、その裏付けとなるあらゆるの交流について、もつとこれよりも先に金を注ぎ込んで、あちらに一つ進出する機会を国民のほうにも与えたいと同時に、向うの連中もこちらに呼び寄せるといふようなほうに相当金を使わなければならぬのではないか、私はそういうふうなことを考へておられるので、こゝろにふりかへて、東南アジア開発だ開成り立つておられるのが、具体的が極めて乏しいにもかかわらず、こんな法律案が先行しておられるのは、私にはおかしき感じがするのであります。この点について一つほかの具体的な、そういう面も大蔵省としては考へておられるかどうか、今までは外務省が主としてこれにあれしたが、今後は大蔵省も相当今までは考へ方を交えて、特に石田さんのほうが担当になるのだからと思ひますけれども、向うのほうとの提携については、経済提携はやはり大蔵省も相当乗り出して行かなければならぬと思ひますので、これが腹案と言いますか、具体的な構想、対策等についてお考へになつておられるかどうか、これを一つ……。

○政府委員(石田正君) 大体先ほど申上げたのでありますが、いろいろ提携をいたします前に、提携をしたり或いは開発する人が向うに行つて見て来ないことには、何にもならない。それから又向うの現地で受入態勢がないところへあれしても何にもならないといふのは当然だと思ひます。そこでそういう部面はどうかということになるのでありますが、この部面におきまして

は、要するに新らしくそういう現地に人を派遣するとか何とか、というふうな法律を作るまでもなく、すでに外貨予算の範囲内におきまして人が行くとかいふような措置を講じてあるわけでありませう。それらのほうで行かれますことは、これは結構であると思ひます。それで、そういう算算的な措置も講ずる、だん／＼殖やすようにしてあります。それから又御承知の通りに、輸出をいたしましたかたは現在では優先外貨と申しますが、日本にそれが一部使われるというふうなことがありまして、そういう実績のありますかた／＼について、やかましいことを成るたけ言わんようにするといふ方向でやつておられるわけがあります。ただ場合によりましては、日本の人が何の目的もなく行つて、そうして現地の人を混乱させ、同じ問題について来る人も来る人も、同じ問題について来る人も来る人も、そういうものがあつても、それはいいので、そこそこにつまみつけては、私たちのほうは大体の方向といつて、何と言いますか、早く実が上るようにはいたしたいと思ひますが、時期といふことがありまして、いきなりラツエするといふことはいけません。かようなことを考へて旅費予算等を運営いたしておられるような実情でございませう。

○委員長(平沼彌太郎君) 私から一つお伺ひしたいのですが、今菊川委員から東南アジアの開発について今の日本に大事なことをおつしやつておられるのですが、合弁その他いろいろな事業をあらでやるとを現地が希望しておられるのですが、実は或る会社で

或る所の鉄鉱についての権利を得たらしいのです、向うの希望によりまして。ところが五、六人を入国を許せないと、向うの政府がどうしても入国を許可しないのでございませう。こゝろは日本の進出を恐れておるといふ面があるが、政治的關係も非常に国際的に大きいのですが、こゝろの場合にはやはりそれを国際的に処理して行かないと、折角民間でやつても、それがこゝろの法案をこしらへても効果がないうように思ふのですが、どういふふうな考へておられるか。

○政府委員(石田正君) お話のような点がございませう。これは先ほど申しましたような場合に、東南アジアの一般の気分としましては、菊川委員からお話のありましたように、まあ日本を歓迎するといふ気分も相当あるものでございませう。従ひましてそういう面を更に助長して行くように当然配慮しなければならぬ。併しながら現地におきましても戦争の記憶もございまして、必ずしも好まない、こゝろの面があらうかと思ひます。それから又東南アジアと申しますと、日本と東南アジア諸国だけの問題ではないのでありまして、その東南アジア以外の国が、或いはマーケットといたしまして或いは資源入手の所といたしまして、非常に重大な関心を持つて日本の進出を必ずしも喜ばないといふ実情があることも争えないと思ふのでありますが、その間をどういふふうな切り抜けて行くかといふことには、政府といたしましても民間側といたしましても、相当の努力が要る問題だと思ひます。安易には流れて行くものを補償するといふだけではなからして、その流れ先については

非常に努力が要る。努力が要るがこゝろの間に難点があつたのでありませうが、難点があるといふことであつたならば、その難点を何とかしなければならぬ、こゝろの趣旨におきまして法案を提出いたしておられるわけでありまして、私は東南アジアの開発ということ、口で言うほど簡単なものでもない、易いものでもない、非常に努力を要するものであるといふふうな思つておられるわけがあります。

○委員長(平沼彌太郎君) どつちみち国際的にこゝろで行く人を向うで拒めば、向うとしても日本に対して送らなといふ相関関係があると思ひます。何かさういふふうな対照的に見て、さういふふうなものを政府が解決して頂きますれば解決すると思ふのであります。さういふものについて何とか解決する道はないでしょうか。

○政府委員(石田正君) この問題は非常にむずかしい問題だと思ひます。要するに日本といふ国はまあ貿易によつて大いに進展する点があると思ひます。さうして成るだけ物の流れを自由にすれば、これは日本としては恐らく世界の中で最もさういふことに対して重大な関心を持たなければならぬ国であると思ふのであります。今のようなお話のような場合に私大抵想像するのではありませんが、国の名前をあげることとがございませうが、いろいろなこととがございませうが、さういふ場合にこちらが報復的にカッとするか、或いはこちらのほうを出させる、こゝろの行方方といふものは余り好ましいことではないのじやないか。だん／＼何と言ひますか、東南アジアが世界を支配して

いるわけでも何でもないのでありまして、やはり皆世界において国を成し、彼此交通するといふ建前の下におるのであります。第三者の批判もあることとあります。だん／＼だんだんとお互いに交流するにつれて、不平等がないようにすることが必要だと思ひます。殊に講和條約発効後日本は今までは案がれたところと言ひますか、一日も早くこゝろで行つておられるのであります。さういふ点において問題があると思ひます。あるけれども日本が先にそれに対応して制限的措置を講ずるといふことは、必ずしも先行きよくないのではないかと思ひます。

○菊川委員君 それに関連してちよつと一言だけお尋ねしたいのですが、この間僕らのほうの友人が二、三人向うへ行つて帰つて来た話を聞いてみますと、今申上げた民族主義運動と申しますか、アジアの提携を固うたい。そのために日本の技術、設備等の輸入をしたいといふ希望は非常に多くて、僕らの友人が行つて各地へ廻つて行きましたが、大い外務大臣何かもう自分の乗用車を視察のために提供して、或いは宿舎等についても殆んど二カ国ばかりでしたが外務大臣の官邸を使つてそこへ泊めて、競争相手はまああると言ひましたけれども、それよりも優先して日本の技術や設備をもつて行きたい。併しそれは抽象論で、具体的なには進まずに歸つて来たのだが、併しそのために日本のこちらに對する働きかけは、政府と言ひますか、日本全般としての関心が極めて薄い。勿論戦争中の被害については彼らも決して忘れるものでないけれど

労務用特価酒存続に関する請願

請願者 長崎県議会議長 岡本

直行

紹介議員 秋山俊一郎君 藤野

繁雄君

近く国会に提出を伝えられる租税特別措置法改正法案によれば、農村用以外の一般労務用特価酒は廃止される模様であるが、農業労務者その他の労務者とを区別することなく、一般労務者に対しても特価酒を存続せられ労務者の労働意欲高揚を図りたいとの請願。

第一〇四〇号 昭和二十七年五月八

日受理

東京都錦糸町所在元憲兵分遣隊および官舎跡の土地払下げ等に関する陳情

陳情者 東京都墨田区錦糸町四ノ

一八錦四居住者組合内

村山一馬外七名

東京都都議会議員種谷磯平は、その地位を利用して、都の管理下にある墨田区錦糸町所在の元本所憲兵分遣隊および官舎跡の五百七十一坪の土地を戦災者および引揚者救済の名目で東京都より借り受け、しかも国庫補助金ならびに建築資材の配給を受けて住宅を建て、戦災者および引揚者を収容しているが、設備は極めて不十分であるにもかかわらず、権利金を徴収したり、不当な家賃値上げを当局の許可なく実施する等その行為は許せないものがあるから、実情を調査の上錦四居住組合に右土地を払い下げられたいとの陳情。

昭和二十七年六月五日印刷

昭和二十七年六月六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局